1 食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒も含めたすべての児童生徒が、安心して学校生活を送ることができる よう取り組みます。

1-1 学校における食物アレルギー対応について

- (1)食物アレルギーの理解と正確な情報の把握・共有
 - ア 「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」、医師の診断による「学校生活管理指導表」の活用を徹底する。
- (2)日常の取組と事故予防
 - ア「学校生活管理指導表」を踏まえた日常の取組を行う。
 - イ 保護者、医療機関(主治医、学校医)、消防機関等と連携をとり、組織として事故を予防する。
- (3)緊急時の対応
 - ア 全職員が食物アレルギー対応やアナフィラキシーの正しい知識をもち、対応できるよう研修会を実施し、体制を整備する。

1-2 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- (1)食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先する。
- (2)食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- (3)「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- (4)安全性の確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- (5)学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- (6)教育委員会は、食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取り組みを支援する。

1-3 食物アレルギー児童生徒に対し、学校での管理や配慮を求める場合について

- (1) 対象となる児童生徒について
 - ア 主治医より学校生活での配慮事項について指示が出ている。
 - イ 家庭でも、同様の配慮をしている。

(2) 学校での管理や配慮を求める場合とは

- ア アドレナリン自己注射(エピペン®)の処方を受けている場合
- イ 学校給食に使用される詳細な資料を依頼する場合
- ウ 除去食を依頼する場合
- エ 欠食(完全欠食・牛乳欠食)をする場合
- オ 家庭から代替食を持参する場合
- カ 食物依存性運動誘発アナフィラキシーを有する場合
- キ 修学旅行や調理実習等において配慮が必要な場合
- ※ 学校給食センターはアレルギー対応施設ではないため、入間市の中学校(センター給食受配校)では、除去食の対応は行わないこととする。

ポイント

学校で適切な対応をするには、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出 してもらうことが必須です。

【学校生活管理指導表(以下、「管理指導表」という。)について】

管理指導表は、学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、次のように 活用されることを想定し作成されています。

- ① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ② 保護者は、主治医・学校医等に管理指導表を記載してもらい、学校に提出する。
- ③ 主なアレルギー疾患が1枚(表・裏)に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒等について1枚提出される。
- ④ 学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
- ⑤ 学校は提出された管理指導表を、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理するととも に、個人情報の取り扱いに留意する。
- ⑥ 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮する事柄などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。なお、大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。
- ⑦ 食物アレルギーの児童生徒等に対する給食での取組など必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。血液検査の結果を求めることは適当ではない。
- ※ 引用「日本学校保健会『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)』 (p.11)」